

旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、計画書を次のとおり縦覧に供します。

令和6年4月30日

京都市長 松井 孝治

### 1 縦覧期間

令和6年5月1日から、各計画書に記載された存続期間満了の日まで備え置くこととする（ただし、土曜日、日曜日、祝日等「京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」第4条により本市において「休日」と規定される日は除く。）。

### 2 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までは除く。）

### 3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局農林振興室農林企画課

(産業観光局農林振興室農林企画課)